

## 標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）の記入方法等について

## 年金分割請求の留意事項

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して5年（令和8年4月1日前に離婚等をした場合は2年）を経過した場合には行うことができません。

- (1) 離婚が成立した日
- (2) 婚姻が取り消された日
- (3) 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚関係から引き続き法律婚期間を有する場合を除く）

ただし、年金分割の請求期限には以下の特例があります。

- (1) 次の事例に該当した場合、その日の翌日から起算して6か月経過するまでに限り請求が可能です。
  - ① 離婚から5年(注)を経過するまでに審判申立を行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に審判が確定した。
  - ② 離婚から5年(注)を経過するまでに調停申立を行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に調停が成立した。
  - ③ 按分割合に関する附帯処分を求める申立てを行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に按分割合を定めた判決が確定した。
  - ④ 按分割合に関する附帯処分を求める申立てを行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に按分割合を定めた和解が成立した。

(注) 令和8年4月1日前に離婚をした場合は2年

- (2) 既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月経過すると請求することができません。

## 記入上の注意点

黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。

- 請求書の太枠  の中に必要事項をご記入ください。

## 請求書の記入方法等について

## 「請求する年金分割の種類」欄について

- 請求する年金分割の種類について、該当する数字を丸で囲んでください。  
 「合意分割」とは、当事者の合意または裁判手続により按分割合を定め、当事者の一方からの請求により、当事者間で厚生年金の標準報酬を分割するものです。  
 「3号分割」とは、国民年金の第3号被保険者であった方の請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割するものです。

## 「① 基本情報」欄について

- 当事者二人による共同の請求、当事者一方のみによる請求に関わらず、「請求者」欄、「配偶者であった方」欄の両方をご記入ください。
- 旧姓がある方は、氏名欄にご記入をお願いします。「(3) 氏名」欄および「(4) 住所」欄のフリガナは、カタカナでご記入ください。
- 当事者二人による共同の請求の場合、「(4) 住所」欄、「(5) 電話番号」欄について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。
- 当事者一方のみによる請求の場合、配偶者であった方の個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号が不明の場合は、「(1) 個人番号（または基礎年金番号）」欄に「不明」と記入し、また、配偶者であった方の現住所が不明の場合は、「(4) 住所」欄に「不明」とご記入ください。

## 「② 婚姻期間等」欄について

- 「(1) 法律婚期間」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等における法律婚期間（婚姻の届出をした期間をいう。以下同じ。）をご記入ください。「婚姻した日」は、戸籍謄（抄）本に記載されている「婚姻の届出年月日」を記入し、「離婚した日または婚姻が取り消された日」は、戸籍謄（抄）本の「離

婚の届出年月日」等をご記入ください。なお、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が事実婚期間（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間をいう。以下同じ。）のみの場合は記入不要です。

- 「(2) 事実婚期間」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等における事実婚期間の有無について該当する数字を丸で囲んでください。
- 「ア 事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫（または妻）が、妻（または夫）の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間（当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間）の初日を記入し、「イ 事実婚関係が解消したと認められる日」は、事実婚関係を解消した日をご記入ください。
- 「ウ 事実婚第3号被保険者期間」は事実婚期間のうち、夫（または妻）が妻（または夫）の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑦欄、⑧欄の備考欄にその続きをご記入ください。ご自身の第3号被保険者であった期間が分からない場合は、年金事務所記録を確認することができますので、年金事務所の窓口等でお尋ねください。

### 「③ ポータビリティ制度」欄について

- 厚生年金基金のポータビリティ制度を利用していない場合は「0. 利用していない」の数字を丸で囲んでください。利用している場合は「1. 利用している」の数字を丸で囲み、移換先の基金名をご記入ください。
- 当事者一方が請求する場合、配偶者であった方についてわかる範囲でご記入ください。

### 「④ 請求の意思確認」欄について

- 当事者二人による共同の請求の場合、「請求者」欄、「配偶者であった方」欄の両方をご記入ください。
- 当事者一方のみによる請求の場合、「請求者」欄のみご記入ください。
- 「(1) 請求の意思確認」欄は、標準報酬改定請求をする場合には必ず☑してください。
- 当事者の一方（配偶者であった方）が既に死亡している場合には、死亡した年月日をご記入ください。

### 「⑤ 按分割合」欄について

（第3号被保険者期間にかかる分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。）

- 以下の書類に記載された按分割合をご記入ください。
    - ・公正証書（謄本または抄本）
    - ・公証人の認証を受けた私署証書
    - ・按分割合を定めた確定審判、調停調書、確定判決、和解調書のいずれか（謄本または抄本）
- なお、記載された按分割合に小数点以下五位未満の端数がある場合は、これを四捨五入してください。

### 「⑥ 対象期間等に含めない期間」欄について

（第3号被保険者期間にかかる分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。）

- 標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が、次の①または②に掲げるいずれかの期間と重複する場合、その「婚姻期間等から①および②の期間と重複する期間を除いた期間」が年金分割の対象期間となり、当該期間に基づき標準報酬を改定することになります。
  - ① 当事者二人以外の者（以下「第三者」という。）が、その二人のどちらか一方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
  - ② 当事者二人のうち、そのどちらか一方が、第三者の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
- 「(1) 当事者以外の方との第3号被保険者期間」欄は、当事者以外の方との第3号被保険者期間の有無について該当する数字を丸で囲んでください。当事者一方のみによる請求の場合で、当事者の他方について上記の①または②の期間が不明の場合は、欄内に「不明」とご記入ください。
- 「(2) 当事者以外の方の氏名等」欄は、当事者以外の方との第3号被保険者期間について該当する数字を丸で囲み、当該第三者の氏名（必ずフリガナもご記入ください。）、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。第三者の生年月日、基礎年金番号が不明の場合は、「不明」とご記入ください。
- 当事者二人の間で年金分割を行った後に、①または②に該当する第三者がいることが明らかになった場合は、年金分割が無効になることがありますので、ご留意ください。
- 当事者の二人が共同で請求する場合、第三者に関する回答について、便せん等、別紙に氏名等と併せて記入し、請求書に添えて提出することができます。この場合は、請求書の該当する欄に「別紙に記入」とご記入ください。

「⑦ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録」欄および「⑧ 配偶者であった方の婚姻期間等に係る資格記録」欄について

○ それぞれの婚姻期間等に係る資格記録について、できるだけ詳しく正確にご記入ください。

《 記入例 》

詳しくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったようにご記入ください。

詳しくわからないときでも、都市区名までご記入ください。

加入していた年金制度が国民年金のときは、「国民年金」とご記入ください。

社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。

厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、「継続中」とご記入ください。

1	事業所名称（支店名等）、船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間または国民年金の加入期間	加入年金制度 (○で囲んでください)	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所
1	(有)○○商店	(自)昭和50年4月1日 (至)昭和61年3月31日	国年 (厚年) 船保 共済	台東区 台東2-X
2	国民年金	(自)昭和61年4月1日 (至)平成6年9月30日	(国年) 厚年 船保 共済	杉並区 高井戸西3-X-X
3	△△科学(株)	(自)平成6年10月1日 (至)平成15年3月31日	国年 (厚年) 船保 共済	江東区 亀戸5-X-X
4	△△科学(株) 大阪工場	(自)平成15年4月1日 (至)平成27年3月31日	国年 (厚年) 船保 共済	大阪市 東区 谷町9-X
5	(株)□□産業	(自)平成27年4月1日 (至)継続中	国年 (厚年) 船保 共済	豊島区 東池袋3-X-X
備考				

請求書に添えなければならない書類

1. ①欄（1）に記入した個人番号または基礎年金番号を確認できる以下の書類

- 個人番号を記入したとき  
マイナンバーカードを提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。※1
  - ① 個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
  - ② 身元（実存）確認書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど※2
  - 基礎年金番号を記入したとき  
基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにすることができる書類を提示してください。※3
- ※1 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
- ※3 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。

2. 当事者双方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ

- 戸籍の謄本
- 当事者それぞれの戸籍の抄本
- 戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）

（注）請求日から6か月以内に交付されたものを提出してください。事実婚関係にあった期間を有する方や事実上離婚したと同様の事情にあると認められる場合により請求をされた方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類や事実上離婚したと同様の事情にあると認められることを明らかにする書類が必要となりますので、詳細については年金事務所にお問い合わせ下さい。

3. 請求日前1か月以内に作成された当事者（第3号被保険者にかかる分割のみの請求の場合は、配偶者であった方）の生存を証明することができる書類（戸籍の抄本、住民票（コピー不可）等。なお、請求書に個人番号を記入することで書類を省略できます。ただし、海外居住者等は除きます。）

（注）2の書類で確認できる場合は必要ありません。

4. 当事者の一方が死亡した場合（第3号被保険者にかかる分割のみの請求の場合は、配偶者であった方が死亡した場合）は、死亡者の死亡の事実および死亡年月日を証明することができる書類（戸籍の抄本、住民票（コピー不可）等）

（注）2の書類で確認できる場合は必要ありません。

5. 按分割合が記載されている以下の書類のうちいずれかひとつ（3号分割のみの請求の場合は不要です。）
- ① 当事者間の話し合いにより、按分割合について合意したとき  
公正証書の謄本または抄本（電磁的記録をもって作成された公正証書に記録されている事項の全部または一部を出力した書面であって、公証役場で出力し交付されたものを含む）、公証人の認証を受けた私署証書（注1）
  - ② 裁判所における手続により、按分割合について定めたとき（注2）（注3）
    - ア 審判（判決）の場合…審判（判決）書の謄本または抄本および確定証明書
    - イ 調停（和解）の場合…調停（和解）調書の謄本または抄本
- （注1）①については、按分割合のほかに、分割改定の請求についての当事者間の合意が記載されていることが必要です。
- （注2）②のうち、審判書または調停（和解）調書の謄本または抄本を添付する場合に、審判または調停の申立てをした日を証する書類（裁判所が発行する証明書）が必要となる場合があります。
- （注3）家庭裁判所で住所または氏名の秘匿決定を受けた場合には、秘匿事項届出書面謄本および秘匿決定謄本があわせて必要となります。
6. 年金事務所に直接書類等を持参して請求を行う場合は、上記の5に代えて以下の書類等を持参することにより請求ができます。（当事者双方、当事者一方と当事者他方の代理人または当事者双方のそれぞれの代理人、いずれの組合せでも来所することが可能ですが、必ず2人で来所していただくことが必要です。）
- ① 当事者双方が標準報酬改定請求をすることおよび請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、かつ、当事者自らが署名した書類
  - ② 持参する方に応じて必要となる書類
    - ア 当事者が年金事務所の窓口に来所する場合
      - ・当事者の運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、旅券（令和2年2月4日より前に発行された所持人記入欄のあるものに限る）、マイナンバーカードまたは当事者の印鑑およびその印鑑に係る印鑑登録証明書
    - イ 当事者の代理人が年金事務所の窓口に来所する場合
      - ・当事者の記名および押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付が必要です。）
      - ・代理人の運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、旅券（令和2年2月4日より前に発行された所持人記入欄のあるものに限る）、マイナンバーカードまたは代理人の印鑑およびその印鑑に係る印鑑登録証明書
- ※ ①の書類の様式および委任状の様式は年金事務所に備えつけてあります。

## 添付書類の取扱いについて

- 添付書類は、原本を添付してください。（「コピー可」と記載されているものは除く。）
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

## その他

1. 請求書は、原則として、請求者の住所地を管轄する年金事務所へ提出してください。
2. ご不明な点については、全国の年金事務所および年金相談センターで承っております。
3. 年金事務所の所在地および電話番号は、日本年金機構ホームページに掲載しています。
4. 上記のほか、各共済組合等へ提出可能です。
5. 日本年金機構のホームページに年金分割の制度について掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/bunkatsu.html>

離婚時の年金分割

